



令和7年7月1日から 下水道使用料を改定します

どうして改定する必要があるの？

下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で経費を賄うことが原則です。しかし、木曽岬町では污水处理費用に対して十分な使用料が得られておらず、赤字を公費(町税等)で補填しています。

下水道事業の経営状況は、今後ますます悪化していく見込みであり、使用料の見直しを行わないとおのずと公費負担が増えていきます。

公衆衛生の維持向上や水質保全のため、下水道事業は町に欠かせない事業です。しかし、町が使えるお金には限りがありますので、多額の公費負担に頼っている下水事業の運営に支障をきたす恐れがあります。また、下水道事業への公費負担の増大は、他の公共サービスの縮小につながりかねません。

これらのことから、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、近年の物価高の影響を鑑みながら、下水道事業の独立採算の達成に向けた段階的な改定について審議を重ね、令和7年7月1日から下水道使用料を改定する運びとなりました。

木曽岬町の下水道事業の経営状況は？

支出は増加傾向

- 物価の上昇
- 老朽化に伴う下水道施設のメンテナンス費用の増加 など

収入は減少傾向

- 人口減少に伴う下水道使用者の減少
- 節水型便器の普及による処理水量の減少 など

使用料の見直しを行わないと...

今後も悪化の
見込み

公費負担の増大
下水道事業の
縮小・廃止

公共サービス縮小

川や海の
汚染

害虫・感染症
発生

公営企業運営委員会にて・・・

下水道使用料の改定については、「木曾岬町公営企業運営委員会」にて慎重に検討・審議を重ねていただきました。

「木曾岬町公営企業運営委員会」の構成員は、実際に下水道を使用されている住民の方々です。住民の代表者として、改定の時期や回数、金額の上がり幅などについてご審議いただきました。そのご意見を基に、令和7年3月の町議会定例会に「下水道使用料の改定条例」(木曾岬町公共下水道条例の一部を改正する条例等)を上程し、承認をいただきましたので、令和7年7月1日から下水道使用料を改定させていただくこととなりました。



皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

新しい下水道使用料について

【一般家庭の場合】

- 基本使用料及び超過使用料について見直しを行いました。

現行

改定後

下水道使用料(1箇月につき) (外税)		
	使用水量	使用料
基本使用料	10m ³ まで	900円
	10m ³ を超え 20m ³ 以下	92円
超過使用料 (1m ³ につき)	20m ³ を超え 40m ³ 以下	110円
	40m ³ を超え 100m ³ 以下	120円
	100m ³ を超え 500m ³ 以下	150円
	500m ³ を 超えるもの	180円

下水道使用料(1箇月につき) (外税)		
	使用水量	使用料
基本使用料	10m ³ まで	<u>1,100円</u>
	10m ³ を超え 20m ³ 以下	<u>112円</u>
超過使用料 (1m ³ につき)	20m ³ を超え 40m ³ 以下	<u>133円</u>
	40m ³ を超え 100m ³ 以下	<u>146円</u>
	100m ³ を超え 500m ³ 以下	<u>182円</u>
	500m ³ を 超えるもの	<u>219円</u>

【法人等の場合】

変更なし

基本使用料(1箇月につき)
2,900円/1口(外税)※税込3,190円/1口

- 法人等の使用料については、変更ありません。
- 将来的には、一般家庭と同じく、従量制への移行及び段階的な使用料改定について予定しています。

※口数の算定は建築物の用途等により異なります。算定方法の詳細につきましては、木曾岬町役場建設課まで問い合わせてください。

ご確認ください

- ◆ 今後の広報紙でも、改定の内容(改定に至る経緯や新料金の具体的な適用時期など)を随時周知を行っていきます。
- ◆ 町ホームページでも詳しく紹介していく予定です。